埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

教会法における結婚

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2017-07-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En): Canon, Marriage, Gratianus
	作成者: 赤阪, 俊一
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/790

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



教会法における結婚

Marriage in the Canon Law

赤 阪 俊 一 AKASAKA, Shunichi

はじめに

キリスト教式の結婚式を挙げる人たちが増 えているそうである。1 キリスト教式の結婚 式では、たいていがパウロの書簡からいくつ かの章句が抜き出されて聖職者によって読み 上げられる。それゆえ出席者は、パウロが結 婚をことほいでいると信じて疑わない。しか しパウロは結婚にはあまり関心がなかった。 パウロにとって一番差し迫った問題は最後の 審判がもうすぐやってくるという事実であっ たので、誰かに結婚を勧めるというのは本意 ではなかっただろう。そんな暇があるなら、 最後の審判に向けて準備するべきだと彼は考 えていたと思う。そうではあるものの、「男は めいめい自分の妻を持ち、また、女はめいめ い自分の夫を持ちなさい」(『コリントの信徒 への手紙 一』7-1)とか「情欲に身を焦 がすよりは、結婚した方がまし」(『コリント の信徒への手紙 一』7-9) だと言明したパ ウロには結婚を蔑視し、否定し去ろうという 意思があったとも思えない。ところが教父た ちの中には、反セックスの思いがあまりにも 強く、セックスとは分けて考えられない結婚 に対しても、徹底的に否定論を展開する人た ちがいた。それらの人たちの議論が、後年、

カトリックの結婚論の土台となったのだが、 その際、パウロの片言隻語が利用された。しかし本稿はこのパウロを問題にするのではない。パウロの言葉に依りつつ、パウロの精神とははるかに隔たった主張を展開した教父たちの主張を土台にしながら、時代の状況に応えようと苦闘した中世カトリックの結婚論を紹介するものである。従来、わが国におけるヨーロッパ中世の結婚に関する関心は、家族論が中心であり、結婚自体に対する研究はあまり進んではいない。したがって本稿では中世カトリックの結婚論がおおよそどのようなものかをまず簡単に紹介することにする。

I ラテン教父たち

中世カトリックの結婚論の根底にあったのは、多くの教父たちの反セックス論、反結婚論であった。それゆえまず教父たちの結婚に関する主張を紹介することから始めたい。その際、議論が煩雑になるのを避けるために、結婚について積極的に発言しているテルトゥリアヌスとアウグスティヌスの二人の議論をとりあげることにする。

1 テルトゥリアヌス

最初のラテン教父とされているテルトゥリ

キーワード:教会法、結婚、グラティアヌス Key words: Canon, Marriage, Gratianus

アヌスは、160年ごろカルタゴに生まれた。 彼は後に、キリスト教徒とは相容れないもの として結婚を拒否していたモンタニスト派に 入ったが、カトリックであったときでも、結 婚には否定的であった。彼は、「わたしたちは 結婚が禁じられている箇所をどこにも全く見 いださない。それは当然善いものだからであ る」2として、まず結婚を肯定する。しかし「私 たちに結婚の許しが与えられたのは、それが やむをえないことだからだ、ということがす ぐわかる | 3 とし、さらに悪と比較して初め て肯定されるようなもの、つまりたんに許さ れているだけのものは、本当に善いものでは ないと断言する。そして「じっさいより善い ものは、誰からも許される必要がない。それ は疑問の余地がなく、それ自体の真実さに よって明白だ |4 と結婚が実は善いものでは なく、否定されるべきものであることを主張 する。彼にとっては、子どもを持つことも、 結婚の存在理由にはならない。「預言が成就 するあの日に、子供を持つことから来る障害 がどんなに不都合であるかを主がお示しに なったのでなければ、どうして『身重の女と 乳飲み子を持つ女は不幸だ』と預言なさった のか」。と、子どもを持つことをイエス自身 が否定していると彼は主張するのだ。つまり テルトゥリアヌスにとって、結婚とは否定さ れるべきものであり、キリスト教徒たるもの、 結婚はするべきではないし、もちろん子ども をもうけるためという理由があってすら、正 当化されないものであった。

2 アウグスティヌス

アウグスティヌスの結婚論は、テルトゥリアヌスほど極端なものではない。アウグスティヌスは、極端な反女性主義者ヒエロニム

スの『ヨウィニアヌスを駁す』を恐らく念頭に置きつつ、『結婚の善』⁶を書いたようである。ヒエロニムスのように、⁷女性を罵倒することなく、かつマニ教に対する批判にもなるようにとの思いがあったようだ。

アウグスティヌスにとって、結婚は善で あったが、しかし絶対的にそれ自身が善で あったのではなく、「事柄それ自体を比較する ならば、純潔の貞潔のほうが、結婚の貞潔よ りも、より善いことは疑いない」。という相 対的な善であった。「結婚が善であるのは、 単に子を産むためばかりでなく、異なった性 における本性的な共同そのもののためでも」⁹ あったといいながら、アウグスティヌスに とっての共同作業は、子どもを作ること以外、 男同士でおこなうことがより好ましかったの である。「女性が子供を産むためでなければ 他のどんな目的のために男性の助け人として 造られたかを私は知らない |10 と断言する彼 にとって、女性が存在するのは、子どもを作 るためだけであり、それゆえ結婚とは、子ど もを作るためにのみ存在する制度であった。

アウグスティヌスにとって、結婚は、命令する者と従う者の結合であった。かつて一人の夫が多くの妻を持つことを許されていたが、その理由として、「自然の隠された法によって、かしらとなるものは単一性を愛するが、服従するものの方は、ひとりがひとりに服従するだけではなく、もし自然ないし、社会の道理が認めるように、多くの者が一人に服しても、なんら美しさをそこなうことはないからである」『と彼は言う。もちろんこれは父祖の時代のことであり、父祖の時代と自分たちの時代は違うと断ってはいるものの、アウグスティヌスの結婚が、命じる者と服従する者の結合という、パウロの書簡の延長上にあるこ

とは確かである。

彼は、結婚がサクラメントであるとし、「人間 の社会の最初の自然的な結合は、夫と妻であ る |12 と考えているにもかかわらず、おそら く彼にとって結婚は積極的な善にはなりえな い。それは結婚に必然的に伴うセックスのゆ えであった。彼にとって、セックスは恥ずか しいものであったが、それはセックスに伴う 恥の感情が罰の結果であったからにほかなら ない。13 結婚を善きものとはしながら、でき れば結婚はしないほうがいいとアウグスティ ヌスは考えた。天国でのセックスが、なんら 激情を伴わないのに、下界でのセックスには 激情と恥の感情が伴っているからである。結 婚に対するアウグスティヌスのこうした態度 は、後に教会法によって規定される結婚の価 値付けを大きく決定することになる。

Ⅱ 結婚の完成

二人の男女がいつの時点で結婚したと見な されるべきかは重大な問題である。二人がま だ結婚していないと思っているのに、公的に は結婚していると見なされた場合、もし男性 のほうが死去したときには、女性は寡婦にな る。自分はまだ結婚していないと考えている のに、公的に寡婦とされたのではたまらない。 あるいは本人たちは結婚していると考えてい るのに、公的には結婚していないとされた場 合、その子供は庶子になる。それも困ったこ となのである。現在の日本のように、結婚届 を役所に出す時点で結婚するということにな れば、問題は簡単なのであるが、中世のヨー ロッパではそうはいかないので、このような 問題が発生することになる。以下、中世ヨー ロッパにおいては、いついかなる時点で結婚 が成立したと考えられていたかを見ることに

したい。

1 ゲルマン部族法における結婚

教会法によって結婚が定義される以前、結 婚は、ゲルマン人の慣習法に基づいてなされ るか、あるいはローマ法に基づいてなされる か、どちらかであった。しかしゲルマン人の 法が書き記されて、ゲルマン部族法として使 用されるようになったとき、ゴート族やブル グント族の部族法はローマ法の影響を大きく 受けており、サリカ法やリプアリア法などは 比較的ゲルマン的な性格を残していて、同じ くゲルマン部族法といっても、そこに見られ る結婚はかなり違っていた。本稿では、個々 のゲルマン部族法にみられる結婚のありよう の相違が主題ではないので、細部における差 異は無視して、一般的習慣的に、ゲルマン人 たちがおこなっていた結婚とは、どのような ものであったかを、簡単に紹介してみる。

ゲルマン的な結婚においてもっとも重視さ れたのが、ムントの引渡しと床入りであった といえるだろう。ムントとは男性の家父長権 のことであり、女性を結婚させることのでき るムント保持者の権利のことである。ゲルマ ン人のもとでは、女性は常に誰かのムント権 力の下に置かれていた。したがって、ゲルマ ン部族法では、結婚は女性のムント保持者と 未来の夫との間で執り行われるということに なる。それゆえ結婚式は、このムント権力が 引き渡される式のことを意味する。このムン ト権力の引渡しの際、花婿から「ムントシャッ ツ(ムントの宝)」なる嫁資が贈与される。 その後、床入りがおこなわれ、初夜が明ける と、花嫁は夫から「モルゲンガーベ(朝の贈 り物)」をもらい、それによって正式な妻と なった。14 婚姻締結行為は、このようにモル

ゲンガーベの贈与をもって完成するのである から、ゲルマンの結婚では、花嫁の引渡しよ りも、床入りのほうが決定的と見られていた と考えられる。

ゲルマン人の結婚には、もうひとつ、フリーデル婚という結婚形態が存在した。フリーデル婚は男女の自発的な愛情に基づく結びつきであり、夫婦関係は公然とおこなわれる輿入れと床入りによって開始されたが、嫁資の贈与は見られなかった。15 デュビーによれば、教会はこの結合形態を教会法により正式に承認していたそうである。16 しかしゲッツによれば、「文献にはこの概念を証明する箇所はほんの僅かしかなく、したがってその内容はきわめて不確かで」「あり、それゆえこの結婚形態においては、いつの時点で結婚が成立したと見なされていたかを確定することはできないと言わざるを得ない。

2 ローマ法における結婚

ゲルマン部族法とは違って、ローマ法にお いて重要であったのは合意であった。しかし 古い時代には、単なる合意だけではなく、現 実の迎妻の事実も必要とされた。船田氏によ れば、ユスティニアヌス帝は、結婚が迎妻の 事実を必要とせず、当事者の合意によって成 立するという原則を確立し、結婚は当事者の 結婚の意思によって成立することを明確にし たそうである。18 しかし、実際はすでに迎妻 は形骸化しており、古典時代には、結婚は当 事者の合意とその実現によって成立し、合意 がなくなったことが外形的に認識されたら、 解消された。19 つまり結婚は、合意から始ま るが、常に合意を確認していないと、それは 結婚していないということになってしまうの である。さらに古典時代より後の結婚は、最

初の合意が必要なだけになった。²⁰ この合意 論が、レオ1世からシャルトルのイヴォを経 て、教会法の基本となる。

3 教会法における結婚

a 交接論

ローマ法の原則は「交合ではなく合意が婚姻を成立させる」²¹であり、交接と結婚とは無関係であった。教会法もこの原則を踏襲していた。しかし9世紀にヒンクマールが次のように主張したとき、新たな結婚論が登場することになる。

同身分の自由人の間の合法的な結婚における真の結合は、自由人女性が適切に嫁資を与えられ、全員が見守る中での結婚式、ならびにその後の交接において、父親の合意を得て、自由人の男性と結び付けられる。²²

ヒンクマールのこの結婚論は、ブランディジによれば、いままで教会法にはまったく知られていなかったものであった。23 この文章を読むと、ヒンクマールは、性交渉がない時点では、結婚はまだ完成しておらず、それゆえ完全に拘束力を持つに至ってはいないと考えていたことがわかる。彼によれば、この交接論は結婚の証明が簡単であるという長所を持っていたのだろう。証人たちによる証言、あるいは状況証拠からの推論によって、いつの時点で結婚したかを確認することがきわめて容易であると考えられたようだ。しかし交接を結婚の中心におけば、テルトゥリアヌス以来の反セックスの議論とはまったくかみあわないことになる。

ヒンクマールがこのような主張をしたのは、 それまでの結婚論が、合意を中心に考えられ てきたがゆえ、その証明が難しかったからであろう。あるいはヒンクマールは、ゲルマンの床入り重視を、その結婚論に取り入れようとしたのかもしれない。

しかしこの交接論には重大な難点があった。マリアとヨセフの結婚が説明できないのである。処女のままイエスを生んだマリアは、この交接論によると、まだ結婚していないことになる。そうであれば、イエスは庶子だといわざるを得ない。この難点を解決しようとしたのがグラティアヌスであった。

b グラティアヌス²⁴

ヒンクマールのこの交接論は、グラティア ヌスによって、ローマ法による合意論と組み 合わされた。

グラティアヌスは、結婚は一回の行動の結 果というより、むしろ二段階のプロセスで完 成したと考えていたようである。つまり合意 と、その後の床入りによる結婚の完成という 二段階である。(C.29,q.2,c.2) グラティアヌス によれば、結婚は合意の交換によって達成さ れる霊的な結合であると同時に、交接によっ て達成される肉的な結合でもあった。結婚へ の合意なしの交接は結婚ではなかったし、そ の後に交接が続かない合意の交換も結婚では なかった。(C.29,q.2,c.34) 結婚は両当事者間 に社会的な絆を作り上げる。そうした絆を構 成する要素が、合意と床入りであった。床入 りがこの結合を「サクラメント」へと変形し、 それゆえこの結合を解消不可能なものにする のである。(C.29,q.2,c.34,39)

グラティアヌスは合意論と交接論の対立を 調和させようと試みたといわれているけれど も、「このように婚約で結婚は始められるが、 完成するのではない」(C.27,q.2,c.35)、「結び つけられた者の交接によって結婚は完成す

る | (C.27,q.2,c.36)、さらには「結婚は同意 によって始められ、交接によって完成する」 (C.27,q.2,c.37) などのグラティアヌスの言葉 は、彼が床入りして結婚を完成させることが、 結婚形成の基本だと考えていたように読める。 単に開始はされたが、まだ床入りが終わって いない結婚は、床入りをして完成された結び つきのもつ拘束力を欠いていた。たとえば床 入りをして完成された結婚は修道院や尼僧院 に入るために解消するなどということは不可 能であったが、まだ床入りが済んでおらず完 成されていない結合では、修道院や尼僧院に 入るためにカップル同士が分かれることは可 能であった。(C.29,q.2,c.19-26,29) 同様に床 入りして完成された結婚は要求されれば相互 に婚姻負債marital debtを支払う義務をパー トナー間に作りだすが、他方単に合意のみで 結びついているカップルの間ではそのような 義務は存在しない。(C.32,q.2,c.2) さらにも し一方のパートナーが交接できないとわかり、 それゆえ床入りによって結婚を完成させるこ とができなかったなら、この結合は解消され 得たし、カップル双方(あるいは少なくとも 性的に欠陥がなかったほうの当事者) は再婚 することができた。しかしながらただ一回の 交接であっても、それによって結婚が完成さ れたならば、どちらかの当事者がその後不能 になったとしても、この結婚は拘束力を持ち 続けた。(C.29,q.2,c.28,29)すでに床入りを済 ませて結婚を完成させていた人がそれ以後、 他の人と結婚すれば、それは重婚ということ になる。もし最初の結びつきが合意によって 契約されてはいたが、その結婚が床入りに よってまだ完成されていなかったならば、そ のときにはそのカップルのどちらかによる二 度目の結びつきは重婚ではなかった。

(C.29,q.2,c.31,32)

以上見てきたように、グラティアヌスは、 結婚形成においては、肉体による結びつきが 第一だとした。彼がそのような選択をおこ なった理由は必ずしも明白というわけではない。口頭での合意も交接も両方とも証明する のが難しいことがありえる。合意はしばしば 目撃されるが、交接はたいていひっそりとな され、目撃されることがない。しかし、もし 目撃者がおらず、当事者たちの証言が食い 違っているなら、合意がなされたことを証明 するよりも、状況証拠によっていわゆる床入 りの行為を確認するほうがもっと容易であろ う。しかしこれがグラティアヌスの考えで あったかどうかはわからない。

グラティアヌスが結婚形成理論を構成する とき、床入りによる結婚の完成を強調したか らといって、彼が合意の重要性を無視したと か、その価値を低いものと見なしたと考えて はならない。合意は彼が結婚を定義する際の 本質的な要素であったし、彼は合意について 詳細に論じてもいた。グラティアヌスは、結 婚の合意は自由に、かつ誰にも強制されずに おこなわれなければならないと主張したが (C.31,q.2,c.4)、また結婚当事者の自由選択に ある種の制限をも認めた。まず第一に、当事 者両方ともが7歳になっていなかったら結婚 は不可能であった (C.30,q.2)。これは、合意 が意味することを理解しうる年齢が7歳以上 であると考えられたからである。第二に、キ リスト教徒は異教徒あるいはユダヤ人とは結 婚することができなかった。(C.28,q.1,c.15) 第三に、聖職者は結婚できなかった。 (C.27,q.1,c.43) 第四に、誰も血縁関係ある いは姻戚関係によって7親等以内の者とは結 婚することができなかった。(C.35,q.1,c.1)

グラティアヌスは合意と床入りをなんとか うまく調和させようと試みたのであったが、 先に見たように、グラティアヌスの主張はあ まりにも交接を重視しすぎており、結果とし てマリアの結婚を説明することができなかっ た。それゆえ多くの教会法学者たちはグラ ティアヌスの結婚論に賛成することが出来ず、 グラティアヌスの後に出てきた教会法学者た ちは、三つのアプローチをとることになった。 最初のアプローチをとった人たちは、グラ ティアヌスによる結婚に関する交接論と合意 論の調和をもっと進めようとした。ふたつめ のアプローチでは、グラティアヌスの折衷理 論を完全に退け、純粋に合意に基づく結婚の 定義を作ろうとした。三つ目は、合意論と交 接論とをともに拒否して、結婚を夫への妻の 引渡しtraditioとして扱おうとした。

ひとつ目のアプローチを試みたのは、ロランドゥスやルフィヌスであった。彼らは二人とも、ニュアンスの差はありながらも、合意も床入りも両方ともが真の結婚にとっては不可欠であることを強調した。しかしロランドゥスは、結婚が完全に拘束力をもつのは床入りによる結婚の完成の結果であるとして、基本的には、グラティアヌスを踏襲している。²⁵

c 合意説

ふたつ目のアプローチの論客は、ペトルス・ロンバルドゥスであった。彼は合意を現在形の合意と未来形の合意のふたつに分け、婚姻の絆は、合意が現在形で与えられるならば、その合意の結果として生じると主張した。未来形での合意は、結婚ではなく、婚約を構成した。しかしながら将来の合意に交接が続けば、それは結婚を作り出すことになった。しかし交接は、将来の結婚について前もっての

合意があったときにのみ法的に意味を持ったのであり、結婚の中心となるのは合意であった。現在形で結婚の合意を交わすカップルにとっては床入りは法的には必要なものではなかった。彼らは交接しようとしまいと、それに関係なく結婚していたのだ。グラティアヌスが結婚の合意と交接の合意とを分けなかったのに対し、ロンバルドルスは、結婚の合意は交接の合意とは別で、かつそれとは独立していると主張した。そして結婚の合意の存在が交接を不必要なものとしたのだ。26

フグッキオは、現在形での合意だけが、欠点がなく、完全な結婚を作り上げるし、その現在形の合意の瞬間から結婚は解消不能になると主張した。²⁷ 彼にとっては、引渡しも交接も生涯の結びつきを作り上げるための必要条件にはなりえなかった。²⁸ 一番大事であったのは、自由にかつ強制的な力の行使なく結婚の合意が結ばれることであった。どちらかの当事者の合意を得るために強制力が用いられた場合、結婚は、無効とされた。²⁹

家族が結婚当事者に圧力をかけることは、この当時、普通に見られた。家族の反対に直面したカップルは、こっそりと結婚した。このような秘密結婚の有効性を否定することは、合意説の信奉者には理論的には難しかった。もしカップルが合意を自由に交わしていたならば、それを結婚と認めざるを得なかったからである。したがってこっそりと合意を交わして結婚していたと申し立てていたある人が、その後他の人と公然と結婚したときには、重大な問題が発生した。

合意説によって、マリアとヨセフの問題は 解決されることになった。交接論では、処女 マリアは、ヨセフとは結婚していないという ことになるが、この合意論では、もちろん彼 らは、合意を交わし、すでに結婚していたと いうことになる。

合意論の難点がひとつあった。婚姻負債の問題である。婚姻負債とは、結婚している夫婦には互いの性的な要求に応じる義務があるという考え方であるが、合意説からは、なぜそのような義務が発生するか、説明し得ない。その結果、フグッキオは、婚姻負債の問題に対して、それを要求する側も、それに応じる側も、双方が罪を犯しているのだと結論した。30 しかしこのように婚姻内にあっても性行為は罪であるとする考え方に固執すれば、結婚を秘蹟とすることが不可能となってしまう。これがもっとも大きな問題であった。

d 引渡し説

結婚のプロセスにおける三番目のアプロー チは、引渡し説である。これを主張したのは イタリアの法学者ウァカリウスであった。彼 の考え方は、おそらく古典時代のローマ法に 影響を受けたものと思われる。古典時代の ローマ法では、「あたかも占有が占有の意思と その実現とによって取得されるように、婚姻 も、婚姻に関する合意とその事実とによって 成立し、その実現は迎妻の事実によって認め られた」31 という。この現実の迎妻の事実を 示すために、迎妻式が行われた。初期キリス ト教時代に、迎妻式のような異教的なものは 排斥されたが、32 その考え方は、残っていた のだろう。ウァカリウスは、グラティアヌス の交接重視説を明確に拒否しているが、おそ らくロンバルドゥスの合意説にも反対であっ ただろう。彼は、結婚の法は、物財の移譲が ローマ法に従っての売り手から買い手への、 あるいは与え手から貰い手への物財の引渡し とまったく同じように、結婚も夫への妻の引 き渡しに基づくべきであると提案した。33 し

かし最終的には、この説は教会法の中心となるには至らなかった。

e アレクサンドル3世による結婚形成理論 の完成

秘密結婚問題や夫婦間の性行為の価値付けに関する問題は、喫緊に解決すべき課題であったし、このような結婚完成に関する理論の不一致自体、実際に結婚訴訟を裁く裁判官にとっては、自分の裁定に権威を付しがたいということになる。それゆえ、統一的な結婚の完成に関する理論が要請されることになる。こうしてアレクサンドル3世の結婚理論が提示されることになったのである。

アレクサンデル3世の結婚に関する教説は 少しずつ発展した。34 結婚についての彼の考 え方がゆっくり成熟するにつれて、彼は異 なった時期に異なった考え方を強調した。教 皇統治期の初めころ、アレクサンデル3世は ロンバルドゥスの合意説を採用していたよう である。というのも結婚は現在の合意の交換 によって成立するとし、未来の合意を婚約と みなしていたからである。その後、彼の結婚 に関する決定は異なった針路をとった。合意 の交換に集中するよりもむしろ、この時期の 教令は結婚の荘重化を重点的に取り扱った。 厳粛かつ公的に結ばれた結婚が、非公式的に、 秘密裡に、あるいは証人なしに結ばれた結婚 より優勢だということになったのだ。1176年 以後、アレクサンデルの決定は、最終の段階 に至った。彼の教皇統治期の最後の4年間の 教令は彼の決定的な結婚理論を明確に述べて いる。これは、一種の合意説ではあったが、 フグッキオらの合意説を大きく修正した理論 であった。アレクサンデルは彼の成熟した結 婚理論をきわめて明白に、トリエント公会議 までは権威であり続けた教令「ウェニエンス・

アド・ノース」において説明した。「ウェニエンス・アド・ノース」は、有効な結婚は相互に自由に結婚できる法的年齢に達した二人の間の、自由で自発的な現在の合意の交換によって、あるいは相互に法的に結婚しうる当事者の間の未来の合意の、自由で自発的な交換によって、もしその合意がその後の交接によって裁可されるならばという条件で、契約された結婚は、双方の当事者が生きている限り拘束力を持った。どちらかの判断基準に合致する結婚が解消されうるのは、

- (1) 当事者たちがどちらかの当事者の側での 性的不能のせいで、床入りして結婚を完 成させることができなかった場合、
- (2) 結婚の床入りの前に、当事者ともう一方 の当事者の親の間での交接によって生じ た姻戚関係を理由として、
- (3) 当事者たちが結婚の床入りのまえに修道 院へ入るというお互いの協約によって、
- (4) 死が合理的に推定される状況において、 配偶者が長期にわたり不在であることに よってであった。

このようにしてアレクサンデル3世は結婚法の中心的要素として現在の合意と未来の合意の間の区別を正式に採用すると同時に結婚の結びつきにおける床入りの決定的重要性をも認めたのであった。性関係は、各当事者と他方の当事者の直接の家族のメンバーとの間のその後の結婚を不可能にするほどの絆を作り出した。こうして合意説における婚姻負債の隘路が回避されたのだ。さらに結婚した人たちが床入りをしてその結びつきを完成させたからには、各当事者が望む限り、性関係を続けることをアレクサンデルは強制しようとした。たとえ一方の当事者がレプラに罹患し

たとしても、性的な義務は効力を持ち続けた。 さらにアレクサンデルは、結婚できる年齢に 達する前に合意を交わしたカップルが、もし 交接をおこなったら、その時点で、その合意 によって縛られると主張した。このようにし て床入りによる結婚の完成が、結婚年齢に達 していないという結婚障害より重みを持った のであった。同様に条件付結婚は、もし当事 者たちが交接をおこなったならば、規定され た条件が満たされたかどうかにかかわりなく、 拘束力を持つようになった。このときにも交 接が結婚の合意を補完することになったので ある。

アレクサンデル3世の教皇統治期の終わり ごろの教令におけるもうひとつの大きなテーマは結婚相手の自由な選択にかかわるもので あった。結婚への合意を確保するために両親 や他の人たちによって行使された強制や威嚇 は、問題になっている強制や威嚇が「意思堅 固な人を動かすのに十分なものであったな ら」その合意を無効にすることになった。こ れは教会法による裁判において大きな役割を 演ずるようになる判断基準であった。このよ うにアレクサンデルは、結婚の合意の自由を 最大限にしようとしたように見える。

アレクサンデルの結婚理論では、ひそかに 契約された結婚に科せられることになった制 裁の問題が重視された。アレクサンデルは秘 密結婚の問題を予見し、彼の教令のいくつか でこれについての関心を表明した。しかしな がらアレクサンデルは有効な合意がどのよう なものであるかを明確にすることが出来ず、 そのような合意が秘密裡になされた場合、そ の結果生じた問題を解決することができな かった。アレクサンデルは、「ソレト・フレクェ ンテル」の中で、秘密結婚を契約した当事者 たちは呪われるべきだし、結婚の合意は証人 の前で交換されねばならないと規定したけれ ども、こうした要請の遵守を有効な結婚の条 件にすることはさし控えた。その反対にアレ クサンデルは「クオド・ノービス」の中で、 結婚は「合理的で合法的な理由があれば」秘 密裡に契約されても構わないと明白に規定し、 「スペル・エオ・ウェロ」の中では、司祭の 立会いなく、あるいは厳粛さがなくとも、現 在の合意によって契約された結びつきは、完 全に拘束力を持つと主張したのであった。秘 密結婚に関してさまざまな懸念が表明された にもかかわらず、アレクサンデルがこの政策 に固執したのを見ると、彼はどうやら財政的 窮乏、公の不承認、家族、友人、領主からの 強制のような外からの圧迫があっても、人々 が自由に結婚するのを可能にすることがなに よりも大事であると考えていたと想像しても いかもしれない。

秘密結婚は結婚の安定性と家族関係をひどく損なった。秘密の結婚が公的な結婚と同じように有効であったため、カップルは公に知られずに非公式に結婚したり、離婚したりできた。従って、夫も妻も、公的に厳粛な儀式によって結びつけられたときですら、秘密結婚による昔の相手がいつか彼あるいは彼女の配偶者であるといって登場してくることがないかと常に心配であった。さらにひそかに合意を取り交わして結婚した人が、公的に重婚を契約することも可能ということになったのだ

アレクサンデルの努力にもかかわらず、彼 が結婚を完全に個人の合意のみに基づかせよ うとした限り、秘密結婚の問題は依然として 残ることになる。そして結局この秘密結婚問 題を解決するのは各裁判官の個人的裁量に任 されざるを得ないということになったのである。この秘密結婚がどのような問題をはらん でいたのか、最後に具体的に見ておくことに する。

Ⅲ 教会法による結婚の問題性──アグネスの闘い

第二次世界大戦中、キャノン・パーヴィスが、結婚に関するヨークの裁判史料を整理していたとき、ひとつの事件にきわめて大量の書類が作られているのを発見した。彼は、その結婚事件を、「ストーンゲートのロメオとジュリエット」と名づけた。35 この裁判史料を用いて、フレデリック・ピーダーセンが事件を再構成してくれているので、彼によりつつ、この事件を簡単に紹介し、アレクサンデルの教令が具体的にどのような問題をひきおこしたのかを見てみたい。

裁判当事者は、アグネス・ハンティントンとシモン・マンクトンである。この裁判事件に入る前に、アグネスのもうひとつの結婚問題を見ておく。

アグネスは、リチャード・ハンティントンという裕福な商人の娘であった。リチャードは、1333年6月に死去したが、アグネスにはかなりの遺産を残したようである。その遺産は、彼女の母イザベラとヒュー・マイトン、そしてリチャードの兄弟ウィリアム・ハンティントンによって管理されていた。35 イザベラは、リチャードが死去した後、ハーモ・ヘッセイと再婚した。ハーモは多くの家を持っていたにもかかわらず、結婚後は、ハンティントン家の館に引っ越してきた。その事情は明確ではない。さてアグネスは、1339年2月の初め、ジョン・ブリストルなる人物と結婚しようと決めた。37 ジョンの父ジョン・

ブリストルは、1334年から35年にかけて、ヨー ク市の行政官を勤め、1335年には市議会議員 となっていた。したがって、家柄的にはなん ら問題ではなかった。問題であったのは、ア グネスの母イザベラがこの結婚に反対であっ たことで、結局、この結婚問題を解決するた めに、三人の聖職者とアグネスの両親、なら びにジョン・ブリストル・ジュニアの両親が、 1339年2月7日にアグネスたちが住んでいた マルベリ・ホールで協議することになった。38 2月7日の朝、アグネスとジョンは、イザ ベラの使用人で、アグネスの友人でもあった マーガレット・フォクスフォウルズを証人に するべく、ひとつの計画をたて、マーガレッ トがいるところで、まずアグネスが、ジョン を夫にする旨、声を出して誓約した。イザベ ラの母は、かねてよりこの結婚に反対である と家のものに言っていたので、マーガレット は驚き、かかわり合いになるのを恐れて、ジョ ンが止めるのを振り切って、その場から逃げ た。39 従って、彼女はジョンの誓約は聞かな かった。マーガレットのこの行動から判断す れば、結婚当事者が現在形で結婚を約束すれ ば、それによって結婚が可能になると当時考

さて、この話し合いで、アグネスとジョンが結婚の合意を交わしたのは確からしいと結論が出され、聖職者のひとりジョン・クーソープ(彼はハンティントン家の親族であったようである)が、このことをイザベラに伝えると、イザベラは、ジョン・ブリストルと仲良くするのをやめないと脚を折らせるよとジョン・クーソープを恫喝し、結婚にはあくまでも反対だという態度を明らかにした。40 その一週間後、別のところで今度は正式に裁判がなされたとき、アグネスは、母親の圧力に屈

えられていたことは明らかであろう。

し、自分の誓約は両親の合意があればという 条件付きであったと告げた。⁴¹ こうしてこの 結婚は実らなかった。

次にシモン・マンクトンと結婚式を挙げた のは、1340年11月25日であった。しかしわず か5年後の1345年6月25日には、アグネスが 持っていた土地をシモンが売ろうとしたため 口論になり、シモンがアグネスに暴力をふ るってかなりの傷を負わせた。42 アグネスは 法廷に離婚の申し立てをし、その訴訟が1345 年の26日と29日の間に始まった。離婚には、 別居は許されるものの再婚は許されない 「テーブルとベッドからの分離」と、再婚も 許される「絆からの分離」のふたつがあるが、 アグネスの最初の訴えが残されていないので、 アグネスが最初どちらを申し立てたのかは不 明である。裁判がかなり進んだ頃には、彼女 は後者を主張している。43 シモンも、アグネ スが姿を消しているので、一緒に住むよう命 令してくれるようにと裁判所に訴えた。アグ ネスがいないと、アグネスの土地を売却する ことができないからであったかもしれない。 双方が訴えを起こした結果、1345年9月16日 に聴聞裁判が開かれることになった。9月16 日にはアグネスは出席せず、ジョン・レイサー が法定代理人として出席した。彼は、シモン がアグネスにきわめて危険なふるまいをした として、3人の証人を法廷に呼び出した。彼 らは、6月25日にシモンがアグネスにおこ なった仕打ちを詳述し、そのうちの一人ウィ リアム・ジャヴビは、シモンがアグネスを追 い出したのだと証言した。4

シモンの言い分は、アグネスが彼の言うことを聞かないので、軽く折檻しただけであり、 その理由も、「(アグネスは)上記アグネスの 夫たる上記シモンの意志と禁止に反して、疑 わしい場所で、なん人かの男たちと話をしていた。そして彼女は上記シモンに対していくっかの状況において疑わしいやり方で行動し、上記シモンに対して不遜にも上品ならざる言葉を投げつけた」はというものであった。この三人の説明によると、シモンとアグネスはすでに1345年5月5日に口論していたが、それは土地やお金のことではなく、アグネスがウィリアム・モースィングという名の郷土と寝たと、シモンが聞いたからであった。証人のうち二人はシモンとアグネスの世帯の召使たちであったが、彼らは、アグネスはすでにウィリアム・モースィングとの姦通を償うため贖罪を果たしたと付け加えた。46

この裁判で、もしシモンが勝てば、アグネ スは姦通女ということになり、結婚時のアグ ネスの財産はシモンのものとなる。アグネス は自分が父のリチャードから相続した財産を すべて失うことになるのである。こうした状 況を打開するため、アグネスは、シモンと結 婚する前にすでにジョン・ブリストルと結婚 していたので、シモンとの結婚はそもそも最 初から無効であったのだと申し立てた。それ に対してシモンは、アグネスとジョンの合意 は条件付きのものであり、これは結婚したこ とにはならないと主張した。47 そうこうして いるうちに、今度はシモンが、ジョンとアグ ネスの結婚騒動以前の1338年の9月にはすで に自分たちは結婚していたと申し立てた。証 人として呼ばれたエンマ・マンクトンは、シ モンとアグネスが結婚の誓約を交換したのは 1338年9月29日から11月11日の間であったと 証言した。48 このとき、ジョン・マーシャル も出廷し、以前に聞き取りをされたときには、 シモンとアグネスが結婚の誓約をしたのは

1339年の10月であったと証言したのであるが、このときには記憶が不確かであり、いまようやく思い出したとして、1338年の時期を持ち出した。⁴⁹ 実はこの証言が史料の最後であり、その後、この裁判がどういう結末を迎えたかはわかっていない。しかしこの事件の後で、アグネスとシモンの間にトマスなる子どもが生まれているので、おそらく彼らの間にはなんらかの和解が成立したのだろう。

アグネスとシモンの法廷闘争から見えてくる教会法に基づく結婚の問題点を整理しておくことにする。

アレクサンデルは当事者同士の合意を結婚 完成の条件とした。現代の教会法は「婚姻は、 法律上能力を有する者の間で適法に表示され た当事者の合意によって成立する。この合意 はいかなる人間の力によっても代替され得な い」(1057条)とされており、アレクサンデ ルの教令がそのまま受け継がれている。合意 に関しては、現在形での合意と未来形での合 意、さらに条件付きの合意と無条件での合意 がある。条件付きか否かは、アグネスとジョ ンのときに問題になった。ジョンが無条件で の結婚を証言したのに、母親の説得に負けた アグネスが、自分の誓約は条件付きであった と証言し、結婚には至らなかったが、おそら くこのときの母親の強制は、アレクサンデル 3世に言わせれば、教会法を逸脱していると いうことになるだろう。後に、シモンとアグ ネスの結婚についての証人として、シモンと アグネスが結婚を誓約したときの言葉をトマ ス・ドンカスターが証言しているが、その際、 アグネスが言った言葉として、「あなたを私の 夫とするだろう」50 という未来形での誓約が 語られている。しかしその後、二人の間に性 行為があったことが示唆され、未来形での結

婚合意は、その後、性行為があれば結婚したものと見なされたことが広く知られていたことが窺える。もしトマス・ドンカスターが偽誓をしていないならば、この事実は、シモンとアグネスの結婚に関しては、決定的であっただろう。

シモンとアグネスの結婚式は、彼らが住んでいた小教区の教区教会聖ミッチェル・ル・ベルフレイ教会において1340年11月25日に開かれたが、そこには、アグネスの両親とシモンの両親のほかに100人もの列席者がいた。しかしこの結婚式は、彼らがいつ結婚したかという大問題のときには、まったく考慮されていないのである。

アグネスとジョンが結婚しようとした際、マーガレットに自分たちの誓約を聞かせようとしたことは先に述べておいたが、教会法の規定では、この個人の合意だけで結婚を完成させることになったのである。結婚予告をし、証人となるべき人たちを招いて公的な結婚式を挙げることが、教会によってもたびたび命じられたが、しかし教会法の本質はあくまでも結婚当事者間の合意であった。

おわりに

中世のヨーロッパでは、結婚は教会法に基づいておこなわれたといわれる。あたかも単一の教会法という法体系があって、それに基づいて結婚がなされたかのように思われるが、そうではないことが、以上で明らかになったであろう。さらに中世のような家父長的家族制度の下では、結婚は父親同士が取り決めてなされるものだと、漠然と考えられてもいるが、そうした結婚像と現実の結婚が、かなり異なっており、教会法が、ある意味では、個人を守る方向で機能したことが読み取れるで

あろう。もちろん教会法は進歩的であったな どということをここで主張したいわけではな い。しかし結婚形成に関する主張においては、 結果として、教会法の主張は、家族の圧迫を 跳ね返して、のぞむ相手と結婚したいと考え ていた個人には大きな武器になったことは認 めるべきであろう。アグネスの行動は、自分 の意志を押し通すためにその武器として教会 法を利用しようとしたことを示している。そ して教会法のこのような機能があったがゆえ に、近代における自由な結婚が、ヨーロッパ では比較的すんなりと認められるようになっ たのも確かであろう。反セックス、反女性で あった教会がこのような結婚論を主張したの は、近代的な個人の自由の重視があったため ではなく、そこには秘蹟論をめぐる矛盾に教 会が整合性を与えたいという前提があったか らである。しかし結婚の秘蹟論について論じ るには、もはや紙幅がないので、また新たな 機会に譲りたい。

注

1 正式の統計が存在しているかどうかわからないが、ネット上では、68%という数字が挙げられていた。

http://www.ebis-net.com/livian/wedding_i.php(2008 年 8 月 6 日)

- 2 『妻へ』第3章(『キリスト教教父著作集16 テルトゥリアヌス4 倫理論文集』教文館、2002年、 43頁。)
- 3 『妻へ』第3章(同書、同頁。)
- 4 『妻へ』第3章 (同書、44頁。)
- 5 『妻へ』第5章 (同書、47頁。)
- 6 『結婚の善』は『アウグスティヌス著作集7 マニ教駁論集』(教文館、1979年)所収。
- 7 ヒエロニムスによれば、馬やロバ、奴隷、木製

の椅子やカップなどをを買うときには、まずは試してみて、それから購入することが出来るのに、妻は結婚の前に見せられるだけだと文句を言う。 (Love, Sex and Marriage in the Middle Ages, ed. by Conor McCarthy, Routledge, 2004, p.42.) 『ジャンキンの悪妻の書』 (瀬谷幸男訳、南雲堂フェニックス、2006年) の中に、ヒエロニムスの議論が収録されているので、興味ある方は、それをご覧いただきたい。総じて、ヒエロニムスの議論は、女性を人間とは見ていないところがある。

- 8 『結婚の善』23-28 (アウグスティヌス、前掲書、 270頁。)
- 9 『結婚の善』 3-3 (同書、234頁。)
- 10 清水正照訳『創世記逐語的注解』(九州大学出版会、1995年)、262頁。
- 11 『結婚の善』17-20 (アウグスティヌス、前掲書、 259頁。)
- 12 『結婚の善』 1-1 (同書、231頁。)
- 13 『神の国』、14・18 (服部栄次郎訳『神の国』 3 巻 岩波書店、1983年、334頁。)
- 14 エーディト・エンネン『西洋中世の女たち』阿 部 謹也/泉 真樹子訳、人文書院、1992年、50頁 以下。
- 15 同書、52頁。
- 16 ジョルジュ・デュビー『中世の結婚 騎士・女 性・司祭』篠田勝英訳、新評論、1984年、76頁。
- 17 ハンス・ヴェルナー・ゲッツ『中世の聖と俗信仰と日常の交錯する空間』津山拓也訳、八坂書房、2004年、30頁。
- 18 船田亨二『ローマ法』第4巻、岩波書店、昭和46年、40頁。
- 19 同書、62頁。
- 20 James A.Brundage, Law, Sex, and Christianity Society in Medieval Europe, The University Chicago Press, 1987, p.94.
- 21 船田、前掲書、61頁。
- 22 Epistlae 22, in PL 126:137-38.
- 23 Brundage, op. cit., p.136.
- 24 グラティアヌスについては、Aemirius Friedberg, *Corpus Iuris Canonici I*, Graz, 1995を使用。本文 中カッコ内は、グラティアヌスの当該箇所である。

埼玉学園大学紀要(人間学部篇) 第8号

- 25 彼らについては、Brundage, op.cit., p.263.
- 26 Brundage, op. cit., p.264.
- 27 Ibid. p.268.
- 28 Ibid. p.269.
- 29 Ibid. p.275.
- 30 Ibid. p.283.
- 31 船田、前掲書、60頁。
- 32 同書、63頁。
- 33 Brundage, op. cit., p.266.
- 34 以下、アレクサンデル3世の教説については、 彼の教説を原文に当たって分析する余裕がなく、 Brundage, op.cit., p.333ff.をまとめるだけとなった。
- 35 Frederik Pedersen, Marriage Disputes in Medieval England, London, The Hambledon Press, 2000, p.26.
- 36 Ibid. p.29.
- 37 Ibid.
- 38 Ibid. p.30.
- 39 Ibid. p.31.
- 40 Ibid. p.33.
- 41 Ibid.
- 42 *Ibid.* p.36f.
- 43 Ibid. p.39.
- 44 *Ibid.* p.39f.
- 45 *Ibid.* p.40.
- 46 Ibid. p.41.
- 47 Ibid. p.50.
- 48 Ibid. p.54.
- 49 Ibid. p.55.
- 50 Ibid. p.51.